

令和 7 年度吹田市小学校陸上大会児童等送迎用バス運行業務 仕様書

1 業務の名称

令和 7 年度吹田市小学校陸上大会児童等送迎用バス運行業務（10月21日分）

2 業務の目的

この業務は、吹田市（以下「本市」という。）が令和 7 年度吹田市小学校陸上大会（以下「大会」という。）を開催するにあたり、各小学校と大会開催場所の間にバスを運行し、大会参加者を安全に送迎することを目的とする。

3 業務実施日

令和 7 年 10 月 21 日（火）

4 業務実施場所

各小学校と大会開催場所（万博記念競技場：吹田市千里万博公園 5－2）の間
詳細は、別紙の運行表のとおり

5 使用車両及び使用台数

大型貸切バス（45席＋補助席 8 席）
合計 4 台（別紙の運行表のとおり）

6 運行範囲

別紙の運行表で確認すること。

7 大会中止の場合の取扱い

- (1) 業務実施日が雨天の場合は、本市において大会中止を決定する。その際は、午前 7 時 30 分までに、受託者に連絡する。
- (2) (1)について、運行をキャンセルした場合、本市が受託者にキャンセル料を次のとおり支払うものとする。
 - ア 業務実施日の 14 日前から 8 日前までに中止の連絡をした場合は、運行料金の 20%を支払う。
 - イ 業務実施日の 7 日前以後に中止の連絡をした場合、及び不連絡の場合は、運行料金の 100%を支払う。
 - ウ 上記において、それぞれ算出された金額に 1 円未満の端数がある場合は、その 1 円未満を切り捨てた金額とする。

8 事故等の対応

受託者は、運行にあたっては関係法令等を遵守し安全運転に努めるものとし、事故等により運行等に支障が出た場合、臨時便を出すなどの即時対応すること。また、本市からバスの運行に関し変

更等の連絡を受けたとき、あるいは緊急時の連絡を受けたときも、即時対応すること。

9 損害賠償

受託者が業務の履行において同乗者又は第三者に損害を与えた場合は、全て受託者が賠償の責を負うものとする。

10 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。また、受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の名称、業務内容等について記載された書面を本市に提出するとともに、その内容を十分に説明した上で、本市の了承を得ること。なお、再委託した場合であっても、受託者は本市との関係において、その業務の最終的責任を負うものとする。

11 業務完了後に提出する資料

受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく本市に対して書面により業務が完了したことを報告すること。

12 業務委託料の支払い

受託者は、本市に対して業務完了後に請求すること。本市は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に所定の金額を支払う。

13 その他

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し、送迎ルート上における通行許可等、警察署等に届出が必要な手続を行うこと。
- (2) 受託者は、本市の指示に従い、号車表示をすること。
- (3) 受託者は、往路の運行後から復路の運行前までの間、大会の開催場所の駐車場にて待機するか、開催場所から離れるか、どちらでも良い。ただし、駐車場代金については、受託者が負担すること。

(別紙) 運 行 表

1号車	8:20 着	8:40 発	9:00 着	15:00 着	15:20 発	15:40 着
	東佐井寺小学校		万博記念競技場	万博記念競技場		東佐井寺小学校
2号車	8:20 着	8:40 発	9:00 着	15:00 着	15:20 発	15:40 着
	東佐井寺小学校		万博記念競技場	万博記念競技場		東佐井寺小学校
3号車	8:20 着	8:40 発	9:00 着	15:00 着	15:20 発	15:40 着
	岸部第二小学校		万博記念競技場	万博記念競技場		岸部第二小学校
4号車	8:20 着	8:40 発	9:00 着	15:00 着	15:20 発	15:40 着
	岸部第二小学校		万博記念競技場	万博記念競技場		岸部第二小学校